

第13回安曇野市都市計画審議会 会議概要

1	審議会名	第13回安曇野市都市計画審議会
2	日 時	平成22年6月11日 午後1時30分から午後4時10分まで
3	会 場	安曇野市堀金総合支所 別館大会議室
4	出席者	内川委員、竹岡委員、宮川委員、板花委員、山田委員、斉藤委員、勝野委員、 萩原委員、矢口委員、白澤委員、矢澤毅彦委員、藤澤委員、望月委員、 矢澤久男委員、丸山委員、小林委員、青嶋委員、宮下委員、中山委員
5	市側出席者	都市建設部：久保田部長、都市計画課：内田課長、上野係長、鎌崎係長、 城取主査、山田主査、田中主査、建築住宅課：井口係長、平野主査、 本庁舎建設準備室：猿田室長、関係長、久保田係長
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	0人 記者 2人
8	会議概要作成年月日	平成22年6月23日

協 議 事 項 等

1 会議の概要

1. 開 会 (内田課長)

2. あいさつ (久保田部長・藤澤会長)

3. 会議事項

(1) 事務報告

(2) 第6回土地利用制度等に関する地区別説明会について

(3) 都市公園（龍門湖公園）の再整備について

(4) 都市計画マスタープランについて

①策定状況について

②都市計画道路の見直しについて

③景観計画について

④本庁舎建設に伴う都市計画の課題

(事務局より説明)

4. 閉 会

意見概要

(1) 事務報告

意見無し

(2) 第6回土地利用制度等に関する地区別説明会について

○8月で説明会を終えて9月議会に上程という内容だが、説明会で意見が出て、内容と変わった場合はどうするのか。(委員)

→中心的に説明している内容は、条例の中の安曇野市土地利用基本計画である。

9月に上程させていただきたい条例は、この基本計画を定めるという内容が載っているということで、細かい基本計画の内容等については来年の3月までに決定して上程させていただき議決をいただく内容である。(事務局)

○骨格については分かるが、条例だけで議決をもらって計画は後だとなると、一体となった政策ができないのではないか、一体となっていくべきだと思う。(委員)

→基本集落については今回お示しして、内容及び括り方については、今後ご意見をいただく中で考え方も変わってくることもあるかと思う。ただし、統一という中で基本となるものはある程度決めて、それぞれの地域差については、特定開発の中で補っていけるような制度にしていきたい。(事務局)

○今各地区に入っているが、私どもの考えと、今の地域の計画がずれているところがあるのではないか、町の時代からまた市になっても請願、採択されている内容があるが入っていない。今までのそれぞれの町村の計画が入っていないのは何故か、そういう中で認めるわけにもいかないし、この土地利用の計画の根底に係わるので、その基本の考えをお聞きしたい。(委員)

→ それらについては、これからご説明する都市計画マスタープランの中で、ある程度位置づけをしてまいりたい。これについても後ほどご意見をいただきたい。ただし、都市計画の制度で開発できる仕組みをつくっても、農振法の改正等による農振除外、農地転用が出来ないという面もある。

土地利用の条例については、今すぐどんな考え方を基に土地利用を図っていくのかということで、農振も含めた条例はなかなか難しい。マスタープランの中で方向性については示してまいりたい。(事務局)

○第11回審議会で配られた資料の中では特定開発計画の指針5の地域地区単位の計画に基づく開発等が含まれていたが、今回の資料では新しく地区土地利用計画が出てきたように思う、変更になった点については予め説明をしていただくべきではないかと思う。(委員)

→説明がなかったことについて反省すべきである、懇談会で出てきた意見で地域差をいかに調整していくかということで、検討していく中で変わった。ある一定の地区において基本計画の内容を変えないと良い計画ができないということから、土地利用審議会の議を経て、議会の議決を得る内容として位置づけた方が良いとのことからの経過である。

(事務局)

○基本集落を公告縦覧とあるが、各支所で全市の図面があるのか。(委員)

→全市分というのと相当な枚数になってしまうので、各地域の分だけ置かせていただきたい。地域外で土地をお持ちという方についてはお手数でもその地域の支所及び説明会に来て頂きたい。(事務局)

(3) 都市公園（龍門渕公園）の再整備について
意見無し

(4) 都市計画マスタープランについて

①策定状況について

○まちづくり条例であった名称が変わっている。安曇野市にふさわしい名称がよいのではないか。(委員)

→まちづくりという言葉は幅が広いので、土地利用に特化した名称が良いのではないかと
うことで、仮称となっている。検討する。(事務局)

○マスタープランでは道路関係について多く記載されている。松本都市圏の交通体系調査との整合と、道路管理者として、調整を要望させていただく。マスタープランとしては具体的内容が記載されすぎているのではないか。(委員)

→マスタープランの策定を中心におこなっている都市計画策定委員会には関連する職員も入
っていただいているため、その都度協議していきたいと考えている。(事務局)

○豊科の線引き制度と条例の2制度で動いた時に、豊科地域ではマスタープランと現状に大
きなギャップがある。構想と実現との整合性をどのようにするのか。(委員)

→最近国土交通省へ行き現状の説明をおこなってきた。難問ではあるが早急に進めて行きたいと考える。ギャップについては、条例で認めてきたいと考えている。(事務局)

○条例を正式に上程する際には、2制度でスタートすることを宣言する必要があるのではないか。(委員)

→既に市長も明言している、また前回の懇談会でも説明してきている。今回の説明会でも豊科地域については説明をしていきたい。(事務局)

○構想図の色が多く分かりづらい、地域別構想はもう少し細かくして、地域のマスタープランとした方がよいのではないか。(委員)

→内容については今まで何十回も開いてきた都市計画策定委員会の皆さんの意見、懇談会で出された意見等を踏まえて記載させていただいた。全部が網羅されているわけではないことをご理解いただきたい。(事務局)

○この土地利用に関する条例とマスタープランの整合性がないところが大分ある。マスタープランでは「既存の工場立地や都市基盤の整備状況を踏まえ、新たな工業地は適正な場所に誘導していきます」となっているが、条例の方では農地法、農振法色々な整合性の中から新たな工業団地を持っていける場所が、安曇野市にない状態にある。そのようなことから農政とも整合性のあるようにしていただきたい。(委員)

→都市計画としての条例、農政としては農地を守る中での規制がある。その中で一つの条例又は制度でクリアすることは難しいと考えている。また、マスタープランでは都市計画の方向性を示しているということをご理解いただきたい。(事務局)

○あくまで上位法令である、農振法、農地法またそれに係わるものと、マスタープランと安曇野市の自主条例は将来の安曇野市の方向性を示すわけだから、そういった視点で、ご理解をいただき策定委員会で何年もかかってこの素々案をつくってきたことから、ご理解をいただき一定の方向にご議論をいただくことを要望させていただく。(委員)

②都市計画道路の見直しについて

○安曇野市は東西路線が迷路になっており、日常の交通体系が混乱する。光橋を起点として西山山麓に通じる未完成道路を実現する方向でみんなで見直しを希望したい。(委員)

○公園線は廃止となっているが、道路規格、規模の見直しは配慮されているのかその辺も含めて説明いただきたい。(委員)

→もう少し議論が必要と考える。この資料は単純にこの基準で見直した場合、このような結果が得られるということ。実際にはもう少し調査を進めながら、この考え方が良いのかも含めて検討したい。幅員の変更、起点終点の変更、代替性の問題。そういうものも調査項目に含めながら、松本都市圏の交通調査をやっている中で、そのデータを含めた中で更に詳細に検討をしながら進めてまいりたい。(事務局)

○都市計画道路見直し基本方針の設定が計画決定されている路線を廃止していくためのものになっている。新たな道路網の設定の方針は入っていない。現在の交通量、将来の交通量を予測する中でネットワークの根本的な見直しがあるべきではないか。10年、20年先を見越した都市計画の見直しが必要。機能的に必要なければ廃止することも必要だと思うが、新たな道路ももう少し検討してほしい。(委員)

→現在設定されている未整備の都市計画道路についての検証である。最終的には都市計画マスタープランに位置づいている、今後整備を進めていくべき路線としての理想があるためそれを都市計画道路あるいは一般道路、限らず市内全域を見渡す中で計画する必要があると思っている。総合的にはおっしゃるとおり全市を見る中で道路網として計画していきたい。(事務局)

○大幅に廃止路線が表示されているわけだが、ここで廃止してまた将来を見越した中で道路網として必要になって、廃止したものをまた決定というようなことになってはいけないので、この際併せて見直しすべきだと思う。(委員)

③景観計画について

○行為届出の手続きの流れで、罰金30万円以下となっているが、罰金だけで良いのか、現状復旧なりがあるのではないか。これでいくと罰金を払えばそれで良いととれるが、扱いがどうなるのか。(委員)

→今回の安曇野市の基準の中には罰則規定を設けていない。この規定は景観法の中に罰金が載っている。罰金を払えば良いのかという話にもなるので、指導していくことを景観計画なりに入れていかななくてはいけないと考える。(事務局)

④本庁舎建設に伴う都市計画の課題 意見無し